

## マルチリンガル動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

- (1) 本市の制度やサービスに関する動画を多言語で制作し、本市在住外国人への行政の情報提供の充実を図ること
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止による海外渡航規制を背景に、訪日外国人が減少していることを受け、訪日外国人誘致推進事業に対する機運を維持し、市内の観光関連事業者を支援するため、市内観光地及び特産品の販促に関する動画を多言語で制作し、本市のプロモーションを行うこと

### 2. 業務名

- (1) 業務場所 松戸市経済振興部文化観光国際課が指定する場所
- (2) 業務内容 別紙『マルチリンガル動画制作業務委託仕様書』による
- (3) 業務履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日

### 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本事業は、多言語による動画を制作・配信することを通じて、日本語を母語としない本市在住外国人市民へ行政に係る正確な情報の提供及び、新型コロナウイルス感染症収束後に訪日外国人誘致を促進するため、観光地や名産品を紹介した本市の魅力の発信を行うことを目的としている。従って、価格のみによる競争ではなく、外国人向けの情報発信力、視認性を高める工夫、本市のイメージに合致することなど、専門的な知識・経験及び、魅力的な提案をする力を評価し、受託候補者を選定することが望ましい。また、本市の目的を十分に理解していることの確認及び、外国人向けの情報を制作するにあたり、どのようなコンテンツが有効と考えられるか等、仕様で決めることはできない内容を、提案者が限度額内でできるコンテンツを提案してもらう必要がある。

上記の点を精査するため、価格のみによる競争ではなく、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け、評価し、受託候補者を選定するため。

### 4. プロポーザル方式の方法及び理由

マルチリンガル動画制作業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

### 5. 事業スケジュール

- (1) 公募開始 令和2年10月16日(金)
- (2) 質問書の締切 令和2年10月23日(金)
- (3) 質問書に対する回答 令和2年10月26日(月)
- (4) 参加申込書受付締切 令和2年10月28日(水)
- (5) 参加資格確認結果通知 令和2年10月30日(水)
- (6) 提案書等の提出締切 令和2年11月6日(金)
- (7) プレゼンテーション 令和2年11月11日(水)

- (8) 審査結果通知 令和2年11月20日(金)以降  
 ※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

次に掲げる事項とする。

- ア 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ウ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- エ 公募開始の日から契約締結までのいずれの日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- オ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- カ 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第9条に規定する排除対象になっていないこと。
- キ 直近5年間(平成27年度から令和元年度)に、本業務と同様もしくは類似業務の実績を有する者であること。
- ク 個人情報などの機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

(2) 参加申し込み方法

ア 提出書類

書類名	提出上の注意
参加申込書(様式第1号)	押印すること
企画提案書(任意様式)	本実施要領9.(3)を参照すること
会社概要書(様式第2号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
事業実績書(様式第3号)	直近5年間の業務実績(本実施要領6.キ)を記載すること
事業執行体制(様式第4号)	事業の実施体制(事業責任者及び担当者の氏名等)について記載すること
見積書(任意様式)	消費税を含む金額、及び内訳を記載すること
履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
納税証明書(国税)	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書」(発行後3ヶ月以内のもの)

納税証明書 (法人市町村民税固定資産税)	市内に事業所等がある場合、直近2年分、発行後 3ヶ月以内のもの
印鑑証明書	発行後3ヶ月以内のもの
委任状(任意様式)	支店等を代理人とする場合

イ 参加申込書提出方法

下記へ持参もしくは郵送

松戸市小根本7の8 松戸市経済振興部文化観光国際課

ウ 参加申込書受付締切

持参の場合 令和2年10月28日(水) 16時まで

郵送の場合 令和2年10月28日(水) 当日消印有効

エ 参加資格確認結果の通知

参加申込の結果については、令和2年10月30日(金)に通知する。

7. 提案限度額

¥10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

評価項目	評価の着眼点	配点
取組実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか	10
基本方針	本業務における趣旨を理解し、独自のコンセプトを持って遂行できるか	10
実施体制	本業務を実施できる人員体制、連携体制となっているか	10
成果品	① 行政情報が外国人に伝わりやすい工夫がされているか ② 本市の魅力が表現されているか ③ 本市のイメージと合致し、かつオリジナリティのある魅力的なものか	30
スケジュール	マルチリンガル動画制作業務委託におけるスケジュールが妥当かどうか	10
見積金額	20×提案者中の最低見積価格/見積価格 ※小数点第2位以下は切り捨て	20
総合評価	審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合計に10点以下の点数を加算する	10
合計		100

## 9. 提案方法等

### (1) 質問書

#### ア 質問方法

質問書(様式第5号)電子メールで事務局あてに送付すること

Mail:mckankou@city.matsudo.chiba.jp

※送付した際は、事務局(047-366-7327)に電話し到着確認をすること

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受付けない

#### イ 質問期間

令和2年10月16日(金)から令和2年10月23日(金)まで

### (2) 質問書に対する回答

#### ア 回答方法

電子メールにて参加者全者に通知する。

#### イ 回答日

令和2年10月26日(月)

### (3) 企画提案内容

ア 別紙の「マルチリンガル動画制作業務委託仕様書」を踏まえ、下記の2つのテーマについて、絵コンテ、写真や文字を入れたスライドショー、または簡易な動画のいずれかを提案すること。

テーマA:別紙1の「妊娠・出産の流れ」について

テーマB:本市の観光地について

イ 上記のテーマAまたはBに近い内容で、過去に制作した動画を紹介すること。紹介する動画の尺は2分を目安とする。

### (4) 企画提案書

#### ア 体裁

A4版横書きを基本として作成すること(両面可)。提案書の書式等は自由とするが、写真やイラストを活用するなど、見るものが分かりやすいように作成すること。

#### イ 必須記載事項

(ア) 事業スケジュール

(イ) アピールポイント

### (5) プレゼンテーション

#### ア 出席者

1者3名以内

#### イ 実施時間

1者20分以内(セッティング・撤去に係る時間を含む)

ウ 実施者

本業務を受託した際に担当となる予定の者が行うこと。

エ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

オ その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

10. 評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。参加業者が、2 者の場合にあつては、受託候補者と採点結果のみとする。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があつた場合

ウ 提案限度額を超えた見積を提出した場合

エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかつた場合

オ 審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合 など

13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の5日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

14. その他留意事項

ア 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。

イ 本プロポーザルに提出された書類の訂正・差し替えは認めない。

ウ 参加事業者多数の場合は書類選考を実施し、選考通過者のみプレゼンテーションへ参加できるものとする。

エ 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけでは

ないことに留意すること。

オ 参加業者が 1 者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

カ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例(平成 13 年松戸市条例 30 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

## 15. 事務局

松戸市役所 経済振興部 文化観光国際課

担当者：国枝・米倉・高橋

電話：047-366-7327

FAX：047-711-6387

Mail：mckankou@city.matsudo.chiba.jp

# 3 しゅっさん こそだ 出産・子育て

## (1) 妊娠・出産の流れ

子ども家庭相談課 母子保健担当室 TEL : 047-366-5180

下記の手続きを行う場合は、本人・居住地の確認のため顔写真がついた証明書（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書等）をお持ちください。

手続きなど	時期	必要なもの・手続き	担当窓口	TEL
母子健康手帳①の交付	妊娠 6 週間ごろ以降、できるだけ早く	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠届出書（窓口で配布） <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付き） <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード又は通知カード	市役所、および各支所内の市民健康相談室	047-366-7489
妊婦健診	妊娠期間中 14 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦健診受診票（母子健康手帳と一緒に交付）	各保健福祉センター	047-366-7489
妊婦歯科健診	妊娠期間中 1 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦歯科健診受診票（母子健康手帳と一緒に交付）		
ママパパ学級	妊娠 16 週～ 32 週の間 3 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 筆記用具 <input checked="" type="checkbox"/> テキスト（参加時に配布） <input checked="" type="checkbox"/> 歯ブラシ・手鏡・コップ（1 日目のみ）		
妊婦訪問	妊娠中	妊娠中で訪問を希望する方や必要な人に保健師や助産師等の専門職が家庭訪問し、健康相談をします。		
出産育児一時金②支給の手続き	出産前	「直接支払制度合意書」に記入して、医療機関に提出		
ご出産と入院（日本では、約 4 日間入院します）				
出生届の提出	出生から 14 日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書（病院から交付） <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（松戸市の国民健康保険に加入された人が該当します） <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> その他（家庭状況に応じて）	市民課	047-366-7340
児童手当③申請	出生届と同時に	<input checked="" type="checkbox"/> 認定申請書又は額改定届（窓口で配布） <input checked="" type="checkbox"/> 両親のマイナンバーカード、又は通知カード <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 請求者の健康保険証のコピー <input checked="" type="checkbox"/> 請求者の金融機関の通帳コピー <input checked="" type="checkbox"/> その他（家庭状況に応じて）	子育て支援課 児童給付担当室	047-366-3127
子ども医療費助成④申請	出生届と同時に	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども医療費助成申請書（窓口で配布） <input checked="" type="checkbox"/> 両親のマイナンバーカード、又は通知カード <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健康保険証のコピー		
出産育児一時金②支給の手続き	出産時	出産時に加入の健康保険へお問合せください。 ※下記の人が対象です。 ・日本の病院で支払いが 42 万未満だった人 ・直接支払制度を利用しなかった人 ・海外で出産された人	国民健康保険に加入の国民健康保険課 人は国民健康保険課	047-712-0141 (コールセンター)
			上記以外の人はご加入の健康保険組合	—



出産・子育て